

平成 27 年 11 月 21 日 改定

平成 30 年 4 月 1 日 改定

令和 6 年 10 月 9 日 改定

杏林医学会誌優秀論文賞に関する細則

第1条 杏林医学会はその目的を達成するために杏林医学会誌優秀論文賞（以下、優秀論文賞）を設ける。

第2条 優秀論文賞は当該年度に杏林医学会雑誌に掲載された原著論文もしくは症例報告から選考し、その筆頭著者に授与する。

原則として優秀論文賞授与は各年度 2 名までとし、次年度以降の再受賞を妨げない。

第3条 杏林医学会長は優秀論文賞の選考を選考委員会に委嘱する。

選考委員会は杏林医学会雑誌の雑誌編集委員と編集委員会によって推薦された 2 名で構成する。選考委員長は編集幹事が担当する。

第4条 杏林医学会長は選考委員会の答申に基づき、受賞者を決定する。

第5条 受賞者には賞状及び副賞金 5 万円を授与する。

第6条 本細則の改変は杏林医学会雑誌編集委員会の議を経て、医学会長の承認を得なければならない。

付則

本細則は 2018 年 4 月 1 日より施行する。